

条例第 29 号

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長～11 市長（略）			1 市長～11 市長（略）		
			12 市長	1の項から前項までに定める事務	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの
			13 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1の項から11の項までに定める特定個人情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。